

# 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者

## 指定申請の手引

### 1 指定要件の概要

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成，利用者の安否の確認，利用者の生活相談等と当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者により，当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話，機能訓練及び療養上の世話をいう。）事業所の指定を受ける場合には，介護保険法上，次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 有料老人ホーム，養護老人ホーム，軽費老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であること。

(2) 人員基準を満たすこと。

#### ① 管理者

事業所ごとに，専従の管理者を置かなければなりません。ただし，管理上支障がない場合は，他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事することができます。

#### ② 生活相談員

- ・ 利用者数が 100 又はその端数を増すごとに，常勤換算方法（従業者の勤務延時間数を常勤従業者が勤務すべき時間数で割る算出方法。小数点第 2 位以下切り捨て）で 1 人以上の生活相談員（社会福祉士，介護福祉士，介護支援専門員，社会福祉主事のいずれかの資格等を有すること）が必要となります。
- ・ 生活相談員のうち 1 人以上は常勤・専従でなければなりません。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該特定施設における他の職務に従事することができます。

#### ③ 介護職員

常勤換算方法で，要介護者である利用者数が 10 又はその端数を増すごとに 1 及び要支援者である利用者数が 30 又はその端数を増すごとに 1 人以上の介護職員が必要となります。

#### ④ 計画作成担当者

- ・ 利用者数 100 又はその端数を増すごとに 1 以上の計画作成担当者が必要となります。
- ・ 専従の介護支援専門員であって，特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当であると認められるものであることが必要です。
- ・ 計画作成担当者のうち 1 人以上は常勤・専従でなければなりません。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該特定施設における他の職務に従事することができます。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

#### ① 設備基準

- ・ 居室，浴室，便所及び食堂を備える必要があります。ただし，居室の面積が 25 平方メートル以上である場合には，食堂を設けないことができます。
- ・ 居室の定員は，1 人とすること。ただし，利用者の処遇上必要と認められる場合は，2 人とすることができます。

## ② 運営基準

運営基準については、「介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 66 号）」、「同条例施行規則（平成 25 年茨城県規則第 34 号）」、「指定居宅サービス等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及びその解釈通知「指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準について」（平成 11 年 9 月 17 日付け老企第 25 号）を参照してください。

## 2 申請の流れ

### (1) 事前協議

- ・ 新たに有料老人ホーム等を設置する法人は，事前に担当部署（長寿福祉推進課介護基盤整備担当，TEL 029-301-3321）に協議してください。
- ・ 特定施設入居者生活介護事業を計画されている場合には，必ず事前に茨城県の担当部署（長寿福祉推進課介護保険指導・監査担当，TEL 029-301-3343）にご予約のうえ，事業所予定地周辺の住宅地図と事業所の図面を持参してご説明願います。
- ・ 計画については，立地する市町村の介護保険担当部署にも必ず事前説明を行ってください。
- ・ 建築関係法令等に係る手続については，別途所管する部署と協議してください。
- ・ 建設に係る近隣とのトラブルも散見されますので，事業所予定地周辺に民家等がある場合，周辺への説明をきちんと行って理解を得ておいてください。

### (2) 申請書提出

- ・ **申請から指定までの標準処理期間は 30 日**ですので，事業開始を予定する日の 30 日前までに，申請書類を全て揃えて提出してください。申請書類が揃っていない場合，受理できませんのでご了承ください。
- ・ 申請受付後，審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い，通知します。
- ・ ただし，書類に不備がある場合等は審査期間が 30 日を超える場合があります。
- ・ また，申請に修正しがたい不備がある場合，指定が適当でない認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。
- ・ なお，介護保険サービスの実施にあたって，県の認可（社会福祉法人，医療法人等）が必要な法人については，別途法人を所管する部署との協議を行い，各手続きを済ませた上で，申請書類を提出してください。

## 3 申請に必要な書類

指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請を行う場合は，次の書類を茨城県知事に 1 部提出します。書類は原則として A 4 判で統一してください。

なお，(※) の書類は，介護予防事業申請の際に省略できません。（2 部必要です。）

- (1) 指定居宅サービス事業者指定申請書（様式第 1 号）(※)
- (2) 付表 10「特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業者の記載事項 (※)」
- (3) 添付書類

- ① 申請者の登記事項証明書又は条例等（法人以外の病院・診療所については不要です。）

登記事項の「目的」には，介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業を実施する旨（介護予防特定施設入居者生活介護事業を実施する場合にはあわ

せてその旨)が規定されていることが必要です。

② 申請者の組織体系図

申請者である法人の組織体系図(事業所等が複数ある場合はそのすべてが記載されたもの)を添付してください。

③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)

- ・ 管理者及び従業員全員の毎日勤務すべき時間数を記載してください。
- ・ 資格が必要な職種は、資格証等の写しを添付してください。

**(注) 資格証には本人の署名・押印が必要です。**

- ・ 従業員(常勤・非常勤問わず)については、雇用契約書、辞令等、当該職員と法人との雇用関係が証明できる書類の写しを添付してください。
- ・ その他注意事項は、参考様式備考欄に記載のとおりです。

④ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧(参考様式10)

⑤ 事業所の平面図(参考様式3)

- ・ 用途、面積、備品の配置等を明示したA4判又はA3判のものを添付してください。
- ・ 既存の平面図があれば、それを添付して差し支えありません。
- ・ 事業所の外観及び内部(用途ごと)の状況が分かる写真を添付してください。
- ・ 事業所が賃借物件の場合には、賃貸借契約書類の写しを添付してください。

⑥ 事業所の設備等に係る一覧表(参考様式5)

基準上設置が必要な設備等のうち「付表」及び「事業所の平面図」に記載した項目以外の事項について記載してください。

⑦ 受託サービス事業者の名称及び所在地並びに当該事業者が行う事業の事業所の名称及び所在地を記載した書類並びに当該事業者との契約書の写し

⑧ 運営規程

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
- 六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- 七 施設の利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

⑨ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式6)

- ⑩ 事業開始から1年間の事業計画書及び収支予算書  
(法人の会計年度で作成する場合は、当該介護保険事業の開始から1年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。)
- ⑪ 損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類(損害保険証書の写し等)
- ⑫ 協力医療機関(協力歯科医療機関を含む)の概要及び契約の内容に関する書類  
緊急時に対応可能な医療機関(事業所から近距離にあることが望ましい)と協力的体制をとり、その契約書等の写しを添付してください。
- ⑬ 誓約書(参考様式7。介護予防特定施設入居者生活介護の場合にあつては、参考様式8)(※)
- ⑭ 従業員一覧表(参考様式15)  
・ 対象とする従業員については、常勤・非常勤にかかわらず雇用関係のあるすべての従業員とします。  
※介護保険指導・監査担当の職員が従業員の勤務の意思確認を行うことがあります。
- ⑮ 返信用封筒(250円分の切手を貼り付け、返信先の事業所名、所在地名等を記載したA4判の入る定型外の封筒)

※ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の申請に係る書類は(1)(2)(3)の⑮を除き省略することができる。

#### 4 その他

- (1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等を十分御理解のうえ取り組まれるようお願いいたします。  
※ 介護保険法令や上記通知等の具体的な内容については、一般の書籍やインターネット(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>)等を御参照ください。
- (2) 全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報は独立行政法人 福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」(<http://www.wam.go.jp/>)でも提供されていますので御参照ください。
- (3) 事業者の指定等に関する様式は茨城県ホームページの下記アドレスからダウンロードできますので御活用ください。  
( <http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyokaigo/jigyosha/27kaigokyuuhu.html> )

5 お問い合わせ・申請書提出先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県保健福祉部 長寿福祉推進課 介護保険指導・監査担当

T E L 029-301-3343

F A X 029-301-3348

※ なお、事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、上記の問い合わせ先にてお受けしますので、その場合は必ず電話により予約をしたうえでお越してください。